

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

歴史的風致形成建造物の指定は、歴史的風致の維持向上を目的としており、重要文化財の指定とは異なり、建造物の現状変更を規制するものではない。文化財として指定や登録されておらず、これまで保存に対する支援の仕組みがなかった歴史的風致の形成に重要な建造物を含めて、所有者等による保全等を支援することを目的とするものである。

坂井市では、固有の歴史的風致を形成する上で重要な構成要素となる歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図るため、外観をはじめ保全・整備が必要となる建造物について、歴史と伝統を反映した市民の活動との関連性を考慮した上で、「歴史的風致形成建造物候補」として選定する。候補として選定した建造物のうち、建造物の状況や所有者の意向等を総合的に判断して、「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物として想定されるものは、丸岡城や丸岡藩に関連する庭園、寺社、門等の構造物を含む。また、三国の旧市街地の歴史的な町並みを構成する民家や商業建築、国人領主・歴代藩主・豪商の支援で創建され、維持されてきた寺社、明治以降の港湾・鉄道などのインフラに関する建物・工作物を含む。その他、歴史的な価値の認められる用水、橋梁等の土木工作物も対象とする。

なお、重点区域内においては、歴史的建造物、歴史的町並み、歴史的集落、文書資料に関する継続的な調査を実施し、下記に掲げる要件に該当するものについては、計画期間中においても、随時、「歴史的風致形成建造物候補」の追加を行う。

なお、歴史的風致形成建造物候補については、計画期間中に歴史的風致形成建造物に指定し得る候補とするものであって、8章に記載する歴史的風致建造物の管理の指針は適用されない。

2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

(1) 指定基準

- ① 建造物の形態・意匠又は技術が優れているもの
- ② 建造物として歴史性及び地域性、希少性の観点から保存が必要なもの
- ③ 町並み・集落の構成要素として歴史的風致の維持向上に資する建造物

(2) 指定条件

- ① 文化財保護法第57条第1項に基づく国の登録有形文化財
- ② 福井県文化財保護条例第4条第1項に規定する福井県指定有形文化財
- ③ 福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例第2条に規定する伝統的民家（福井県伝統的民家認定制度）
- ④ 坂井市文化財保護条例第4条第1項に規定する坂井市指定文化財
- ⑤ 坂井市登録文化財規則第2条第1項に規定する坂井市登録文化財
- ⑥ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑦ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして坂井市長が特に認めたもの

※1 歴史的風致形成建造物は、歴史まちづくり法による単独指定であり、1期10年の指定期間が有効期間となる。修復などが実施され、維持向上が実現したときは、次の1期10年では指定から除外することもある。歴史まちづくり法の法定協議会および三省庁の計画認定により歴史的風致形成建造物を市長名で決定する。

※2 景観法の景観重要建造物との二重指定は可能であり、その場合には、景観法と歴史まちづくり法を一体的に実務運用して、国の補助制度等を活用して建物の維持向上を図る。

3. 歴史的風致形成建造物の候補

重点区域内に置いて、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致形成建造物の候補一覧

No.	名称・写真	所在地	所有者	築年	指定区分	関連する歴史的風致
1	久保田酒造 庭園 	丸岡町山久保 27-45	企業			丸岡城にみる歴史的風致
2	白道寺 庭園 	丸岡町石城戸町 3-22	白道寺			丸岡城にみる歴史的風致
3	宮太旅館 	三国町南本町 3丁目	個人	19世紀中期		海とともに栄えた三国にみる歴史的風致
4	旧森田銀行本店 	三国町南本町 3- 3-26	市	大正8年 (1919)	登録 有形 文化財	海とともに栄えた三国にみる歴史的風致

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

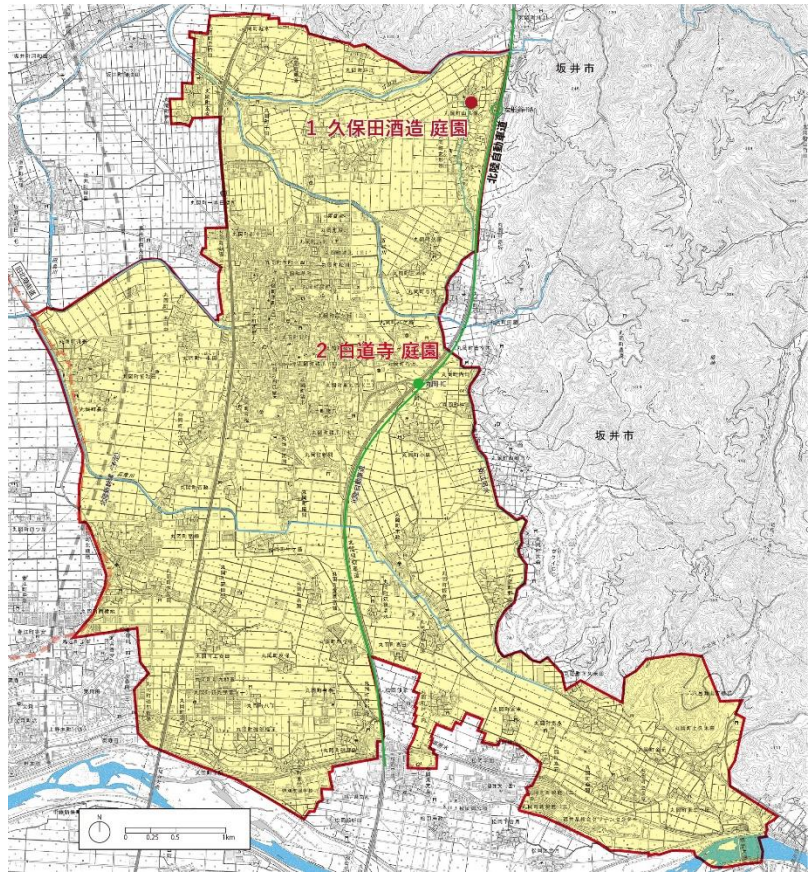
5	<p>旧大木道具店店舗兼主屋 土蔵</p> 	<p>三国町北本町 4-423-6</p>	市	<p>昭和元年 (1926) ～ 昭和20年 (1945)</p>	<p>登録 有形 文化財</p>	<p>海とともに 栄えた三国 にみる歴史 的風致</p>
6	<p>旧岸名家住宅主屋</p> 	<p>三国町北本町 4-6-54</p>	市	<p>江戸末期</p>	<p>登録 有形 文化財</p>	<p>海とともに 栄えた三国 にみる歴史 的風致</p>
7	<p>魚志楼（松崎家住宅） 主屋、西蔵、東蔵、 奥屋敷</p> 	<p>三国町神明 3-7-23</p>	個人	<p>明治45年 (1912) ～ 大正14年 (1925)</p>	<p>登録 有形 文化財</p>	<p>海とともに 栄えた三国 にみる歴史 的風致</p>
8	<p>眼鏡橋</p> 	<p>三国町宿 1-11-44</p>	市	<p>大正2年 (1913)</p>	<p>登録 有形 文化財</p>	<p>海とともに 栄えた三国 にみる歴史 的風致</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

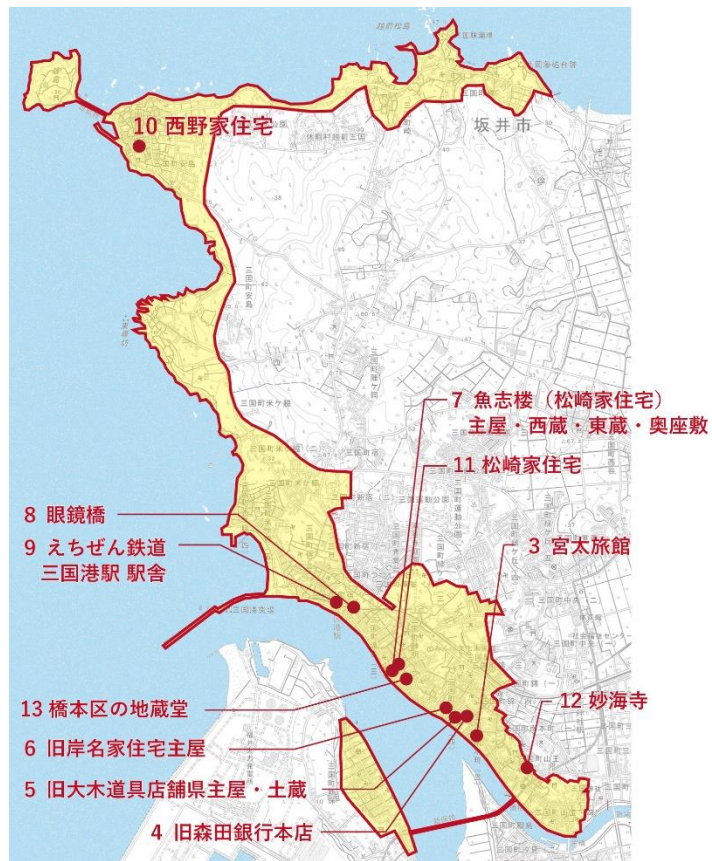
9	えちぜん鉄道三国港駅 駅舎 	三国町宿 1-16	市	大正 12 年 (1923)		海とともに 栄えた三国 にみる歴史 的風致
10	西野家住宅 	三国町安島	個人	明治期	市指定 文化財	海とともに 栄えた三国 にみる歴史 的風致
11	松崎家住宅 (魚志楼 隣の建物) 	三国町神明 3	個人	不明		海とともに 栄えた三国 にみる歴史 的風致
12	妙海寺 (山門と石垣) 	三国町山王 2 丁 目	妙海寺	創建 1577 年 山門の年 代は不明		海とともに 栄えた三国 にみる歴史 的風致
13	橋本区の地藏堂 	三国町神明 3 丁 目 4-36	橋本区	不明		瀧谷寺に見 る歴史的风 致

歴史的風致形成建造物候補の位置図

丸岡城周辺重点区域



三国重点区域



第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理については、福井県や坂井市の文化財保護条例等の別の法律または条例に基づき指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。また、その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、その特徴を顕著に示す意匠や装置の保存または復元に努めることとする。

また、歴史的風致形成建造物は、一般公開や諸活動が行われることにより歴史的風致の維持及び向上に寄与するため、積極的な公開・活用が進められるよう、パンフレット・ホームページなどを通じての広報活動や市民団体などが実施している活動との協働による啓発活動を継続的に実施していくこととする。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 保存、修理、活用について

歴史的風致の維持及び向上の観点から、当該建造物の維持・保存を基本とする。具体的には、外観は本来の建造物の意匠を尊重した範囲で実施する改変は可能とする。内部については、梁など主要部材はできる限り維持し、価値の高い欄間などについてもできる限り維持する。居住する建物については、生活条件の改善に必要な更新、リフォームは可能とする。店舗、宿泊施設などに活用する建物については、それに必要な更新、リフォームは可能とする。

(2) 坂井市の指定文化財

市指定文化財は、市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。建造物の外観及び内部とも現状保存を基本とし、これらの建造物を維持・管理もしくは公開活用のために修理する場合には、現状復旧を基本とし、形状等を変更するものではなく、修理の方法は専門家の指導を経て決定する。文化財建造物の修理経験がある設計者に修繕設計を依頼する。現状変更においては、建造物の保存上影響がないようにし、公開・活用のために必要な最小限の変更とすることで文化財的価値が損なわれないようにすること。

(3) それ以外の制度に基づき指定或いは登録された文化財

それ以外の制度により指定或いは登録された文化財については、当該の法律、条例に基づき当該建造物の維持・保存を基本とする。具体的には登録有形文化財、景観重要建造物、県指定有形文化財、福井県伝統的民家認定制度における伝統的民家である。

3. 届出が不要の行為

法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為については、次の場合とする。

- ・ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく国の登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ・ 福井県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県重要文化財について、同条例第20条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第21条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ・ 坂井市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市重要文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び第11条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ・ 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

4. 歴史的風致形成建造物候補に関する指針

歴史的風致形成建造物候補については、上記の歴史的風致建造物の管理の指針は適用されない。しかしながら、一定の価値を有する建造物であるため、所有者によって適切に維持管理されるように働きかける。なお、災害時による損壊や著しい経年劣化が生じたときは、所有者の了解を得て、法13条に基づき、歴史的風致形成建造物に指定して、所有者による修理を公的に支援する。

[主な参考文献]

『丸岡町史』 昭和 42 年 7 月

『三国町史』 昭和 39 年

『春江町誌』 昭和 44 年 5 月

『新修 坂井町誌』 通史編 平成 19 年 3 月

『三国百年史』 平成元年

『福井県史 通史編 1～6』 平成 5～8 年

『デジタルアーカイブ福井』

『小浜・敦賀・三国湊史料 (印牧邦雄編集)』 昭和 34 年 3 月

『丸岡町めぐり (小宮山弥之助・森正信)』 昭和 33 年

坂井市龍翔博物館展示資料

『丸岡城周辺整備基本計画・丸岡城下町絵図 (越澤明編集・執筆)』 令和 3 年

『三国の風景と古社寺と人物 (印牧邦雄)』 平成 22 年 3 月

『三国湊小史 (印牧邦雄)』 平成 21 年 1 月

『福井県歴史の道調査報告書第 1 集 北陸道 1・吉崎道』 平成 13 年 3 月

『竹田村誌 (竹田村国民学校)』

『三国町の民家と町並み 三国町民家調査・町並調査報告書』 昭和 58 年

『三国街並み環境整備事業現況調査報告書』 平成 15 年

『千年水路物語 (九頭竜川鳴鹿土地改良区)』 令和元年

『千年用水 (九頭竜川鳴鹿土地改良区)』 平成 31 年

『千年の悲願 九頭竜川の用水 (北陸農政局)』 平成 16 年

『継体天皇ゆかりの地 (六呂瀬山古墳群&鳴鹿大堰を愛する会)』 平成 18 年

『福井県指定無形民俗文化財 雄島海女の素潜り漁と加工技術 (福井県教育庁 生涯学習・文化財課)』 令和 2 年 3 月

『古刹 瀧谷寺 (土屋久雄)』 昭和 50 年

『瀧谷寺の文書と寺宝 (土屋久雄)』 昭和 59 年

『瀧谷寺伽藍調査報告書 (瀧谷寺発行, 国京克己編)』 平成 24 年

『日本庭園史大系. 32』 昭和 50 年

『福井の歴史的建造物 (福井県)』 平成 17 年 (2005)

『三国祭 永久保存版 (三國神社、継体天皇御即位 1500 年奉祝委員会)』 平成 19 年

平林淳子「桜山竹花づくり」資料

備考：故・印牧邦雄氏は性海寺住職、福井県文化財保護審議会会長、福井工業大学名誉教授

写真の出展について

撮影者出典を示していない写真・図版はすべて坂井市の所蔵あるいは坂井市の刊行物から転載（旧4町含む）